個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修について (特定個人情報保護評価の報告)

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(電算処理)

(担当部課:総務部総務課)

事業の概要

事業名	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業
担当課	総務課
目的	電力・ガスをはじめとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による
	負担増を踏まえ、給付金を支給することにより、物価高騰の家計への影響が大き
	い世帯の生活を支援する。
対象者	(1)令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯
	令和5年6月1日(以下、「基準日」。)において新宿区の住民基本台帳に記録
	されており、同一世帯に属するもの全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)
	の規定による令和5年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。
	以下、「住民税」。)均等割が課されていない者又は市町村(特別区を含む。)の条
	例で定めるところにより住民税均等割を免除された者である世帯の世帯主 (2)世帯に属するもの全員の令和5年度分の住民税課税所得の合計が300万円未
	(2) 世帯に属するもの主真の市和3年及分の住民税株代別等の占計が300万円本 満の世帯
	個の世帯 (1)に該当する世帯以外の世帯のうち、基準日において新宿区の住民基本台帳
	に記録されており、同一世帯に属するもの全員の令和5年度分の住民税課税所
	得(令和4年の合計所得金額)の合計が300万円未満である世帯の世帯主
	ただし(1)、(2)とも世帯に属する者全員が令和5年1月1日にいずれの区市町
	村の住民基本台帳にも記録されていなかった世帯は対象にならない。
事業内容	1 概要
	令和5年6月より、電力・ガスをはじめとしたエネルギー・食料品価格等の
	物価高騰の影響による負担増を踏まえ、物価高騰の家計への影響が大きい世帯
	を支援するため、上記支給対象者に対する給付金の給付事業を開始した。
	事業の開始にあたっては、効率的かつ効果的に事務を行うため、区システム
	(ホストコンピュータ) における支給対象者データベース、支給判定プログラ
	ム及び照会用データ作成プログラムの構築や、給付状況を一元管理するための
	給付管理システムの構築を行った(令和5年度第3回個人情報保護管理運営会 議戒認済)
	議承認済)。 本事業において使用する区システム(ホストコンピュータ)については、特
	定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱
	うため、特定個人情報保護評価(全項目評価)を実施する。
	2 本管理運営会議への審議事項
	パブリック・コメントの実施にあたり行った特定個人情報保護評価(全項目
	評価)の内容について報告する。
	※特定個人情報保護評価書については、資料39-1のとおり

<u>件名</u> 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修について(特定個人情報保護評価の報告)

保有課(担当課)	総務課
登録業務の名称	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業の支給対象者 2 記録項目 住民基本台帳情報(住民番号、世帯番号、在留カード番号、郵便番号、漢字住 所、漢字方書、漢字氏名、カナ氏名、旧氏、生年月日、続柄)、点字利用者情報、 給付管理番号、確認書発送日、確認書返送期限、過去の給付金支給口座情報、公金 受取口座情報、生活保護費支給口座情報、口座フラグ、振込口座情報、給付状況、 転入者の令和5年1月1日時点の住所地 3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ (区情報システム課が管理) 給付管理システム(委託先が設置・管理するサーバ上に構築)
新規開発・追加・変 更の理由	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る支給対象者を正確かつ迅速に把握 し、円滑な支給事務に資するとともに、支給対象者からの問い合わせに答えるため に、給付状況を一元管理するため。
新規開発・追加・変更の内容	 1 ホストコンピュータ (1) 支給対象者データベースの構築 基準日において住民基本台帳に登録されているもので、世帯全員が令和5年分の住民税均等割が課されていない世帯及び世帯全員の令和5年度の課税所得(令和4年の合計所得金額)の合計が300万円未満の世帯を抽出してデータベース化する。また給付管理システムに連携するためのデータ出力を行う。構築したデータベースについては、対象者ごとの給付状況(給付済など)を入力し管理するために使用する。 (2) 支給判定プログラムの構築「支給対象者データベース」と委託先から提供される「支給予定情報」を突合し、給付金の二重支給等を防止する。またデータベースに給付状況の入力を行う。 (3) 情報提供ネットワークシステム照会用データ作成プログラムの構築令和5年分の住民税は令和5年1月1日時点の住所地で課税されており、令和5年1月2日以降の転入者について令和5年1月1日時点の住所地に課税情報の照会を行うために対象者を抽出し、情報提供ネットワークシステム照会用データの出力を行う。また、支給対象者について公金受取口座の登録の有無を確認するために、照会対象者を抽出し、情報提供ネットワークシステム照会用データの出力を行う。 2 給付管理システムホストコンピュータに構築する「支給対象者データベース」の情報を連携し、給付の進捗状況や支給口座情報等を管理するシステムを委託先が設けるサーバ上に構築する。なお、給付管理システムについては、特定個人情報を取り扱うものではないため、特定個人情報保護評価の対象外である。

開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	令和5年度第3回新宿区個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	令和5年6月 開発 令和5年6月 テスト 令和5年6月 本稼働 ※特定個人情報保護評価(全項目評価)のスケジュールは以下のとおり 令和5年8月16日 パブリック・コメント開始 令和5年9月14日 パブリック・コメント終了 令和5年10月頃 第三者点検(専門性を有する外部の第三者による点検) 令和5年12月頃 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び 区ホームページ等で公表